

平成 27 年 5 月 14 日

各位

会 社 名 株式会社 昭和システムエンジニアリング 代表 者名 代表取締役社長 尾 崎 裕 一 (JASDAQ・コード 4752) 問合 せ 先 管理本部 総務部 藤 村 和 義 電話 03-3639-9051(代)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、以下の内部統制システムを整備し、業務の適正性、効率性の確保及びリスクの管理に努めるとともに、内外環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層の改善と充実を図る。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び社員が当社の経営理念及び行動指針に基づき、法令遵守はもとより社会規範、企業倫理を遵守するよう、研修等を通じ教育・啓発を継続的に行う。

社内において法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、社員が直接通報する手段を確保するとともに、

内部牽制組織として社長直轄の監査室、及び事業戦略推進室に品質保証部を設ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存および管理を行う。

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ② 各種委員会その他重要会議の議事の経過及びその関連資料
- ③ 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は証券取引所に提出した書類 の写し等その他重要文書

情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、文書管理規程、情報セキュリティー基準及び個人情報保護マネジメントシステムに定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、プロジェクト採算、品質、情報セキュリティー、その他経営全般に係るリスクに対応するため、社内情報処理システム、ISO9001品質マネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステム等を整備・運用するとともに、内部牽制組織及び外部機関により運用状況を監視または審査する。

有事においては、個人情報保護マネジメントシステムに定める危機管理基準に基づき各事業部門または会社全体として対応することとする。

また、災害等での本社機能喪失時に備え、支社に本社基幹システムのデータをバックアップし、その復旧するまでの期間、支社が運用を代行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び職務執行状況の監督等を行う。さらに、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を適宜行うために、臨時の取締役会をその都度開催する。

また、社長以下役付取締役をメンバーとする経営会議を適宜開催し経営に関する意思決定を迅速に行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて、監査役の職務補助のための監査役付を置くこととし、その人事については、取締役 と監査役が意見交換のうえ決定する。

6. 第5号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

第5号の使用人が監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 監査役の第5号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。 また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。 取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が業務及び財産の状況 を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

9. 第8号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス(法令遵守)基準に準拠し、当該報告者を保護する体制とする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、「監査役会規程」に基づき、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

なお、監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

<u>また、取締役は、監査役による監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役が監査を行うた</u>めの環境を整備する。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制

役員及び社員は、遵法的、健全かつ倫理的な態度及び行動をとるために遵守すべき事項を明示した 「行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引その他一切の関係を 持たず毅然とした姿勢で対応する。さらにこれら関係ある企業、団体、個人とは一切関係を持たない こととする。

以上